

原 安 第 1 1 号
令和8年(2026年)4月10日

九州電力株式会社
代表取締役社長執行役員 西山 勝 様

佐賀県知事 山口 祥義

玄海原子力発電所1号機の廃止措置計画の更新及び
玄海原子力発電所2号機の廃止措置計画の更新について（回答）

原子力発電所の安全確保に関する協定第4条に基づき、2025年1月29日付け立コミ本第376号（2025年11月20日付け立コミ本第333号で一部補正）及び第382号（2025年11月20日付け立コミ本第339号で一部補正）で事前了解願いがあったこのことについて、了解します。

なお、了解に当たり以下の事項への取組を求めます。

- 1 玄海原子力発電所において、核燃料物質によって汚染された設備の解体撤去等は初めてであることから、適切な放射線被ばく管理や労働災害の防止、環境への放射性物質の拡散防止対策など、これまで以上に安全を第一とした作業の実施に努めること。
- 2 廃止措置作業は長期間にわたることから、定期的な報告や異常時の速やかな通報など、地元との連絡調整をしっかりと行うとともに、工事の実施状況等については、地元への積極的かつ分かりやすい情報提供を行うこと。
- 3 今後とも、玄海原子力発電所の更なる安全対策に不断に取り組むこと。

（担当課：県民環境部 原子力安全対策課）